

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

（定義）

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。

以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわな（略）を使用する猟法（略）をいう。

3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であって、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をするをいう。

5～6 （略）

（特定鳥獣保護管理計画）

第七条 1～4 （略）

5 （略）

一 （略）特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣（以下「希少鳥獣」という。）（略）。

二 （略）

6～7 （略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の禁止）

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等（採取又は損傷をいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等又は採取等をするとき。

二～三 （略）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、（略）特定鳥獣の数の調整の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等しようとする者は、次に掲げる場合にあつては環境大臣の、それ以外の場合にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 （略）

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障がある（略）網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

2 前項の許可を受けようとする者は、（略）都道府県知事に許可の申請をしなければならない。

3～8 （略）

9 第一項の許可を受けた者は、その者（略）が（略）許可証（以下単に「許可証」という。）（略）を亡失し、又は許可証（略）が滅失したときは、（略）都道府県知事に申請をして、許可証（略）の再交付を受けることができる。

10 第一項の許可を受けた者（略）は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証（略）を携帯し、国又は地方公共団体の職員、警察官その他関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

11 第一項の許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、（略）許可証（略）（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証（略））を、（略）都道府県知事に返納しなければならない。

一 （略）許可が取り消されたとき。

二 （略）許可が失効したとき。

三 （略）定められた有効期間が満了したとき。

四 第九項の規定により許可証(略)の再交付を受けた後において亡失した許可証(略)を発見し、又は回復したとき。

1 2 第一項の許可を受けた者(略)は、捕獲等をするときは、その使用する猟具(略)ごとに、見やすい場所に、住所及び氏名又は名称その他(略)を表示しなければならない。

1 3 第一項の許可を受けた者は、第四項の規定により定められた許可の有効期間が満了したときは、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日を経過する日までに、その許可に係る捕獲等又は採取等の結果を(略)都道府県知事に報告しなければならない。

1 4 (略)